

E T C料金の適用誤りについて

平成 30 年 1 月 24 日

平成 29 年 12 月 24 日に名古屋高速道路をご利用いただいたお客さまの一部に、E T C料金の適用誤りがあったことが判明しました。対象となるお客さまには、大変ご迷惑をお掛けしましたことを深くお詫び申し上げます。

〔対象となるご走行〕

通行日 平成 29 年 12 月 24 日

対象者 当日午前、鶴舞南 J C T 付近で発生した交通事故による通行止めの影響により、高速道路を一旦降り、再度、乗り直してご利用いただいたお客さまの一部（対象件数 8 件）

〔返金等方法〕

クレジットカード会社を通じて特定されたお客さまについては、弊社から返金方法等についてご相談させていただきます。

特定が不可能であったお客さまについては、ご利用いただいたクレジットカード会社を通じて、ご利用金額から差し引く方法で差額を返金いたします。なお、E T Cマイレージサービスに登録されているお客さまにつきましては、E T Cマイレージサービス還元額に差額をお戻しする方法にて返金いたします。

〔原因〕

今回の事故において「通行止め時の乗り継ぎ措置（※）」を適用するため作業を実施した際、一部のお客さまへの料金確定作業に誤りがあり、本来課金すべき金額よりも多い金額を請求したものです。

（※）事故や工事等が原因で、出口から強制排出により一旦街路を走行していただいたお客さまのご不便解消のため、再度名古屋高速をご利用される場合に、通行料金を合わせて 1 回とする措置

〔再発防止策〕

今後、チェック体制を一層強化し、再発防止に努めてまいります。

〔お問い合わせ先〕

名古屋高速道路公社 料金課

電話：052-919-3208（土、日、祝日を除く 8:45～17:30）